

## 宮城県身体障害者補助犬育成事業実施要綱

### (目的)

第1 この事業は、身体障害者の就労や日常生活に必要な身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に規定する盲導犬、介助犬及び聴導犬をいう。以下「補助犬」という。）の育成、訓練及び認定又は貸与を行う事業者（以下「訓練事業者」という。）に対し、当該補助犬の育成に要した経費を助成することにより、身体障害者の自立と社会参加を促進し、その福祉の増進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2 この要綱において、訓練事業者とは社会福祉法人、公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人、特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する法人をいう。）又は特定非営利活動法人であって、次のいずれかの事業を行う者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第33条に規定する盲導犬訓練施設を経営する事業
- (2) 法第4条の2第3項に規定する介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業

### (利用対象者)

第3 この要綱において、訓練事業者が育成する補助犬の利用対象者は、次の要件を備えた者とする。

- (1) 満18歳以上の者であって、県内に1年以上居住する者
- (2) 法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める次の障害程度を有する者
  - (イ) 盲導犬の利用にあたっては視覚障害2級以上に該当する者
  - (ロ) 介助犬の利用にあたっては肢体不自由2級以上に該当する者
  - (ハ) 聴導犬の利用にあたっては聴覚障害2級に該当する者
- (3) 就労等社会活動への参加に効果が認められる者
- (4) 補助犬を適切に利用し、飼育できる者
- (5) 自己所有以外の家屋に居住する者にあつては、補助犬の飼育について、その家屋の所有者又は管理者の承諾が得られる者
- (6) 現に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設に入所していない者

(利用条件)

第4 補助犬の利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助犬を虐待し、又は放置してはならないこと。
- (2) 補助犬に必要な給食を欠かさないこと。
- (3) 補助犬を第三者に売却し、担保に供し、又は貸し付けないこと。
- (4) 補助犬が第三者に危害を加え、又は危害を加えられた場合などの事故処理に当たっては、利用者の責任において処理すること。
- (5) その他補助犬の飼育及び管理については、関係法令及び訓練事業者が定める貸与規定等を遵守すること。

(事業計画)

第5 本事業を実施しようとする訓練事業者は、別に定める期日までに事業計画書（別記様式）を知事に提出するものとする。

(審査)

第6 知事は第5に規定する事業計画書の提出があったときは、その内容について審査し、適当と認めたときは本事業を実施する訓練事業者として決定する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、事業に係る補助金の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行により、宮城県身体障害者補助犬育成貸与事業実施要綱（平成19年9月19日施行）（以下「旧要綱」という。）は廃止する。ただし、旧要綱により実施した事業に係る取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

身体障害者補助犬育成事業 事業計画書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 所在地  
訓練事業者代表者名

1 育成補助犬の種類

盲導犬	介助犬	聴導犬
-----	-----	-----

2 補助犬使用予定者

氏名	
住所	
補助犬の必要な理由及び補助犬の使用による効果	

3 育成予定犬

犬名	
生年月日	年 月 日生まれ（満 歳）
犬種	
所有形態	訓練事業者所有 使用予定者所有 その他（ ）

4 育成計画

訓練申込日	年 月 日（予定）
訓練終了日	年 月 日（予定）
補助犬認定日	年 月 日（予定）
貸与引渡し日	年 月 日（予定）

5 添付書類

- (1) 補助犬貸与申込書等の写し（※使用予定者所有犬にあつては、事業実施同意書）
- (2) 補助犬使用予定者の住民票の写し
- (3) 補助犬使用予定者の身体障害者手帳の写し
- (4) 事業費所要額調書
- (5) 補助犬飼育承諾書（自己所有以外の家屋に居住する補助犬使用予定者のみ）

## 事業実施同意書

下記のとおり、私が飼育する犬を補助犬として育成するに当たり、補助犬訓練事業者が宮城県身体障害者補助犬育成事業に申請することを同意するとともに、事業を実施することが決定した場合には、宮城県身体障害者補助犬育成事業実施要綱の規定を遵守することを誓約します。

### 記

#### 1 育成予定犬

犬名	
生年月日	年 月 日生まれ（満 歳）
犬種	

#### 2 補助犬訓練事業者

訓練事業者名	
--------	--

年 月 日

宮城県知事

殿

住所  
氏名

事業費所要額調書

対象経費支出予定額

費 目	内 訳	金 額
候 補 犬 購 入 費		
訓 練 に 係 る 経 費		
飼 料 費		
医 療 費		
交 通 費		
認 定 に 要 す る 経 費		
消 耗 品 費		
そ の 他		
合 計		

年 月 日

(家屋の使用者) 殿

(家屋の所有者又は管理者)

住所

氏名

### 補助犬飼育承諾書

補助犬の飼育について、承諾します。

家屋借受人	
家屋所有者 (管理者)	
家屋所在地	
契約期間	
備 考	